

平成31年第4回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成31年4月26日(金)午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(17名)

1番	鈴木俊信	委員	2番	熊崎新壽	委員
3番	根本一郎	委員	4番	小松勝恵	委員
5番	小泉光敏	委員	7番	樋口幹夫	委員
8番	山内喜一	委員	9番	深谷宏光	委員
10番	早津和一	委員	11番	山本繁夫	委員
12番	有賀良雄	委員	13番	富永進	委員
14番	齋藤茂	委員	16番	秋元幸一	委員
17番	砂塚功	委員	18番	北野唯道	委員
19番	矢野正則	委員			

欠席農業委員(2名)

6番	橋本賢一	委員	15番	塩田一也	委員
----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員(18名)

茂木一男	委員	高橋亨	委員
鈴木信秋	委員	鈴木實	委員
邊見敏文	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	十文字正一	委員
深谷昭	委員	緑川喜文	委員
和知俊一	委員	穂積正	委員
高久亨	委員	円谷隆男	委員
大戸文治	委員	市川哲夫	委員
藤田康次	委員	梨本清太	委員

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

鈴木 滋 夫 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	渡部 美紗	主 事	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	鈴木 隆之
東分室長	飛知和利彦		

◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。桜も葉桜となりまして、本格的な農作業シーズンを迎えております。本日の総会は、委員の改選後、初の定例総会となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成31年第4回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が5件、農地法第5条関係が3件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が13件、合わせて21件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 どうも皆さん、こんにちは。

春の農作業も始まってきた時点で、皆さんにお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日、昨日から雨ということで、久しぶりの雨で田畑も幾分、水気を持ったかと思えます。

今回、初めての総会ということで、私、会長となって初めてなので、ひとつ皆さんの協力をよろしくお願いいたします。

本日は、21件の案件の審議をいただきます。あと終了後に、農政課、それから農林整備課からも、今年度の主要事業の説明がございます。ひとつよろしく申し上げます。

では、座らせて議事を進行させていただきます。

◎報 告

会 長 それでは、報告 白河市農業委員会委員の議席についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

報告 白河市農業委員会委員の議席について。白河市農業委員会総会会議規則第7条第1項及び第2項の規定に基づき、委員の議席を定める。平成31年4月26日報告。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 この農業委員会委員の議席について、せんだって4月1日のときに議席を決めさせていただきました。しかし、その後、地域と経歴とそういう部分で配分したわけなんです、以前のように経歴とか何かも加味して見直したらどうかという意見が、複数の意見が出てまいりました。よって、私としても以前のように議席を配分したいと思います。

事務局は議席番号一覧表を各委員に配付願います。

(資料配付)

会 長 皆さん、回りましたか。

委員各位の議席を別紙のとおり定めさせていただきましたので、報告いたします。

座席を変更するため、委員各位は机に議席番号の標示がありますので、席札と自分の荷物を持って移動願います。

この際、暫時休憩いたします。

(座席移動)

会 長 移動が済んだようなので、会議を再開いたします。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります、議長指名でござい異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、1番、鈴木俊信委員、2番、熊崎新壽委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

6番、橋本賢一委員、15番、塩田一也委員、推進委員、鈴木滋夫委員の3名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

3ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成31年4月26日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をいたさせます。

事 務 局（三浦主事） それでは、4ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその5まで朗読】

以上、その1からその5までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫1地区担当の円谷です。

この申請につきまして、去る21日、塩田委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人ともに現地にきていただいて確認をしました。この申請による周辺農地への影響はないと思われます。皆様の審議をよろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

藤田委員 東釜子西地区の藤田です。

今回の申請について、20日に小松委員と現地調査しました。譲渡人と譲受人に現地にきてもらって確認しました。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

藤田委員 東釜子西地区の藤田です。

また同じく20日に譲渡人と譲受人に現地に来てもらって、小松委員と現地確認いたしました。問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 農地法第3条その3についての説明がありました。ほかにご意見ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

梨本委員 東小野田地区担当推進委員の梨本です。

去る4月21日に富永委員と現地調査を行いました。そこで譲渡人、譲受人の奥様に立ち会ひいただいて申請内容について確認し、間違いはないという確認をいたしました。今回の申請について周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

梨本委員 梨本です。

先程と同様に、交換なので同じ申請人であり、同時に確認をさせていただきました。問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

6ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成31年4月26日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、7ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

十文字委員 小田川地区担当の十文字でございます。

今回の申請について、去る4月21日に小泉委員と現地調査を行いました。また譲渡人、譲受人の両名もお会いし、申請内容について確認しました。申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様の審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をいたさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、12ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る4月14日に樋口委員と現地調査を行いました。設定人は事情により不在のため、長男の奥さんに来ていただきました。また、被設定人にも来てもらい、申請内容を確認しました。双方とも申請内容については間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響について、特に問題はないと思います。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をいたさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、17ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地でございます。農用地区域内農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしく願います。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の鈴木です。

今回の申請につきましては、4月16日、齋藤委員と現地立ち会いをいたしました。なお、設定人は仕事が忙しくて来られないということで、電話で申請内容について確認いたしました、そのとおりということです。被設定人は現場代理に来ていただきまして、申請内容について説明を受け、現地も確認しました。申請内容のとおりということで何の問題もないと思います。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

22ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成31年4月26日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第13号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第13号について原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 その他、事務局より連絡事項がございます。

では、よろしく申し上げます。

事務局長 それでは、事務局よりご連絡を申し上げます。

まず、1点目でございますが、総会終了後、休憩を挟みまして、市の農政課及び農林整備課より平成31年度の主要事業について説明をいただきます。

その後になります、午後6時より、新白河駅前の東京第一ホテル新白河におきまして、懇親会を開催いたします。送迎のバスは、市役所の東側、旧市民会館跡地駐車場を5時15分に出発いたしますので、バスをご利用される方は時間までにご乗車願います。

2点目になります。

委員の皆様全員に身分証、身分証明書をお配りしております。身分証は、会議や現地調査などの際に着用いただき、身分証明書は農業委員会手帳への差し替えを願います。新委員の方には手帳も配付しておりますので、手帳への差し込み願います。

なお、身分証は、ご自身で氏名、住所、生年月日、電話番号をご記入願います。

また、新しい農業委員と新しい推進委員さんには、委員章、ピンでございしますが、お配りしております。身分証明書の色、委員章の色は、農業委員が緑色、推進委員が紫色で統一されております。

新委員さんへ配付予定の作業服は、現在、納品待ちとなっておりますので、もう少しお待ちいただき、来月総会にお渡しの予定としております。

3点目は、親睦会の年会費についてご案内申し上げます。

今年度分の親睦会年会費、1人3,000円を来月総会の受付において集金させていただきます。つり銭のないよう、ご協力よろしく願いいたします。

4点目になります。軽装の実施について、いわゆるクールビズのご案内になります。

市では、6月1日より9月30日までの4カ月間を軽装取り組み実施期間と定め、さらに5月1日からは各人の健康状態や当日の気候等を考慮し、ノー上着、ノーネクタイでの執務も可能としております。

来月の総会より該当となりますが、詳しくは総会の開催通知でご案内する予定でございます。

5点目ですが、研修のお知らせになります。

来月の総会終了後に、1時間程度の研修を予定しております。研修内容は、農地中間管理事業に関する説明を予定し、講師を県農業振興公社へ依頼しておりまして、県南推進拠点の地域マネジャーにお越しいただける予定となっております。

最後になりますが、次回総会は5月31日金曜、午後2時より、ここサンフレッシュ白河で開催いたします。

市役所本庁舎の耐震化・大規模改修の工事期間中は、毎月の定例総会がこちらのサンフレッシュ白河での開催となります。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 それでは、以上で本日の総会を終了いたします。

これもちまして、平成31年第4回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 2時35分)
